

業 種	許可等	根拠法	有効期間	処分権者
食料品製造業	許可	食品衛生法（55条）	5年を下らない期間	都道府県知事（市長または区長）
食料品販売業	許可	食品衛生法（55条）	5年を下らない期間	都道府県知事（市長または区長）
飲食店	許可	食品衛生法（55条）	5年を下らない期間	都道府県知事（市長または区長）
建設業	許可	建設業法（3条）	5年	国土交通大臣または都道府県知事
一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（4条）	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
一般貸切旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（4条、8条）	5年 <sup>(注1)</sup>	国土交通大臣（地方運輸局長）
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（43条）	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法（79条）	2年または5年 <small>(更新時2年または3年または5年)</small>	国土交通大臣（地方運輸局長）
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	—	国土交通大臣（地方運輸局長）
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	—	(地方運輸局長)
旅館業	許可	旅館業法（3条）	—	都道府県知事（市長または区長）
住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法（3条）	—	都道府県知事（市長または区長）
住宅宿泊管理業	登録	住宅宿泊事業法（22条）	5年	国土交通大臣
住宅宿泊仲介業	登録	住宅宿泊事業法（46条）	5年	観光庁長官
古物営業	許可	古物営業法（3条）	—	都道府県公安委員会
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（4条）	6年	都道府県知事（市長または区長）
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（12条）	5年または6年 <sup>(注2)</sup>	厚生労働大臣または都道府県知事
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（13条）	5年または6年 <sup>(注3)</sup>	厚生労働大臣または都道府県知事
医療機器・体外診断用薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（23条の2）	5年	厚生労働大臣または都道府県知事
医療機器・体外診断用薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（23条の2の3）	5年	厚生労働大臣または都道府県知事
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（23条20）	5年	厚生労働大臣または都道府県知事
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（23条22）	5年	厚生労働大臣
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（24条）	6年	都道府県知事（市長または区長）
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（39条）	6年	都道府県知事（市長または区長）
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（39条）	6年 <sup>(注4)</sup>	都道府県知事（市長または区長）
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（40条の2）	5年	厚生労働大臣または都道府県知事
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（40条の5）	6年	都道府県知事
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理および清掃に関する法律（7条）	2年	市町長
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理および清掃に関する法律（14条）	5年 <small>(更新時5年または7年) (注5)</small>	都道府県知事

業種	許可等	根拠法	有効期間	処分権者
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理および清掃に関する法律（14条の4）	5年 （更新時5年または7年） （注5）	都道府県知事
有料職業紹介事業	許可	職業安定法（30条）	3年 （更新時5年）	厚生労働大臣
病院、診療所、助産所	許可	医療法（7条）	——	都道府県知事（市長または区長）
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（3条）	5年	国土交通大臣または都道府県知事
酒類製造業	免許	酒税法（7条）	——	税務署長
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（8条）	——	税務署長
酒類販売業	免許	酒税法（9条）	——	税務署長
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（5条）	——	都道府県知事
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律（3条）	——	経済産業大臣（経済産業局長）または都道府県知事
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律（5条）	3年 （更新時5年） （注6）	厚生労働大臣
家畜商	免許	家畜商法（3条）	——	都道府県知事
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（35条）	期限を付すことができる（概ね2年）	市町長
興行場	許可	興行場法（2条）	——	都道府県知事（市長または区長）
浴場業	許可	公衆浴場法（2条）	——	都道府県知事（市長または区長）
測量業	登録	測量法（55条）	5年	国土交通大臣（地方整備局長）
砂利採取業	登録	砂利採取法（3条）	——	経済産業大臣（経済産業局長）または都道府県知事
採石業	登録	採石法（32条）	——	経済産業大臣（経済産業局長）または都道府県知事
建築士事務所	登録	建築士法（23条）	5年	都道府県知事
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）	5年	経済産業大臣（経済産業局長）または都道府県知事
自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法（78条）	——	地方運輸局長
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）	——	経済産業大臣（経済産業局長）
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の2）	——	経済産業大臣（経済産業局長）
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の9）	——	経済産業大臣（経済産業局長）

\*処分権者の（ ）内は、各事業法による権限委任先

（注1）既に改正前の道路運送法に基づき一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者については、経過措置により、改正後の同法に基づく許可を受けたものとみなされ、その場合の最初の更新は平成29年4月1日以降5カ年にわたり順次行われます。

（注2）自家用有償旅客運送事業のうち事業者協力型自家用有償旅客運送に係る登録の有効期限は5年である。

（注3）医薬品（対外診断用医薬品を除く。）製造販売業のうち薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の有効期間は、6年である。

（注4）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業のうち薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の有効期間は、6年である。

（注5）高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいう。

（注6）産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力および実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は、7年である。

(注7) 平成27年9月30日（改正法施行日）時点で特定労働者派遣事業を行っている者は、同施行日から3年間、本許可を受けずとも、引き続き同事業を行うことができる。